

| | |
|------------------|---|
| Title | 英国近代社会の生成と賃銀理論：賃銀学説史序説（一） |
| Sub Title | Growth of modern English society and the theory of wages : introduction into a history of wage theories |
| Author | 黒川, 俊雄 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1949 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.42, No.1 (1949. 1) ,p.32- 55 |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19490101-0032 |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19490101-0032 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國近代社會の生成と貨銀理論

— 貨銀學說史序說(一) —

黒川俊雄

筆者は本稿を貨銀學說史研究の謂わば伏線として書き綴る。

凡そ經濟學が取り扱いつつある諸範疇の中には、その思惟の歴史を辿るとき、遠く過去に遡りうるものがある。例えば、商品、貨幣、利子などの經濟上の諸範疇は、經濟學が特殊な科學として分岐する以前、すでに古代や中世においてすら、政治學的、倫理學的乃至は神學的體系の一環として單純ながら考察されていたのである。(高橋即教授著「經濟學前史」)然るに貨銀については、それほど時代を遡ることはできない。これ、言うまでもなく、貨

銀又は賃労働という現象が、商品、貨幣、利子などと異り、近代社會の成立にかゝるものだからである。

周知の通り、商品という形態を労働生産物が取りうるためには、たゞ原始共同體の生産諸關係と矛盾するところの生産諸力の一定發達水準を前提とし、社會の内部における分業が發達して、物々交換に端を發するところの、使用價值と交換價值との分離が既に完成されていることを必要條件とする。(「資本論」第一卷、商品)また貨幣形態の出現には、労働生産物の少くとも一部分が商品化されていることを以て足り、利子なるものを生むところの所謂「洪水前期的」資本形態(同上第三卷、一三四頁)の成立にも、商品交換の發達とともに貨幣が種々なる機能において發展す

るということ以外には何らの條件をも必要としない。そして以上の如き諸條件は、何れも歴史的に相異つた種々様々な經濟的社會諸形態に共通するところのものであつて、近代資本主義社會に特有のものではない。それ故、商品、貨幣、利子などの考察は、古代や中世においても可能であつたのである。ところが賃労働という形態は、資本の前提たると同時に資本を前提するものであつて、かゝる資本の歴史的な存在條件は、決して商品流通及び貨幣流通とともに與えられるものではない。(註一)それは、流通界に一方貨幣及び商品所有者が、他方己れ自身の労働力以外に何物も所有せざる人々が出現するところにおいてのみ、成立するのである。従つて、一方には、他人の労働力を購買することによつて、己れ自身の有する價值を増殖せんとする貨幣、生産手段、生活資料などの所有者、他方には、己れ自身の労働力のほかは何物も所有せず、従つて労働力を商品として販賣する「自由な労働者」(註二)——この極めて相異つた二種の商品所有者が相對立して接觸せねばならないという關係——かくの如き關係を中心にして集まるところの限定された諸事情の下においてのみ、賃労働という形態は與えられるので

英國近代社會の生成と貨銀理論

三三三 (三三三)

ある。さればかゝる關係を造り出すところの行程は、畢竟労働者を労働の對象的條件から分離せしめ、一方には社會的生活資料及び生産手段を資本に轉化し、他方には直接的生産者を賃労働者に轉化せしめるといふ行程にほかならず、これ所謂「本源的蓄積」として、その歴史的運動は、一方では隷農並びにギルド的強制から直接的生産者を解放せしめ、他方ではこの解放された人々から、一切の生産手段と舊來のあらゆる自己生存上の封建的保證とを剝奪する運動として現われる。(「資本論」第一卷、)しかもこの運動の要因となるものは、封建社會の經濟的構造が分解することによつてのみ遊離せしめられるのである。かくして賃労働の歴史的な存在條件は、自然史的のものでないことは勿論、またあらゆる歴史的時代に共通な社會關係でもない。それは過去における歴史的發達の産物であり、幾多の經濟的革命が行われ、社會的生產の古き諸形態の全列が消滅した結果なのである。(同上)それは近代資本主義社會に特有な人間諸關係にほかならない。かくて賃労働なるものは、最初から「社會的生產行程の特殊な新時代」を宣言してあり、(同上)近代社會の本質的標識として、その歴史的條件は、一の世界史を包

括してゐるといふことになる。されば貨銀に關する「初期の理論的考察」も、世界史上いちはやく近代社會がその經濟的體制の上に最も廣汎に且古典的に發展したイギリスにおいて、初めて見出されるのである。しかも我々は、この「初期の理論的考察」を探り求めて、殊更遠き過去に遡るを要しない。蓋し賃労働に立脚する資本制生産の初萌は、十四世紀及び十五世紀においても既に地中海沿岸の若干都市に、ここかしこ見られたとはいへ、資本主義時代が初めて開始せられたのは、イギリスにおいて十六世紀以來のことに屬するからである。筆者は本稿において、先ずこの貨銀に關する「初期の理論的考察」を、イギリス近代社會の發生と發展とにおいて、研究してみようと思ふ。

(註一) 勿論かく言へばとて、商品流通が資本の出発點であり、發達した商品流通—商業—が資本の歴史的前提たることを否定するものではない。けだし商品流通の開始は、すでに封建的自然經濟のうちには破口をうち、新たな形態の人間諸關係の基礎をすゑるものであり、この人間諸關係は貨幣の出現とともに終局的に固定し、更に商品流通の一定發達段階においては、全く新しい形態の人間の諸關係即ち賃銀労働者と資本家との間の關係へと、へー

ゲル流に言つて、「連結」されることになるからである。ここで商品流通が一定發達段階に到達したといふことは、單に量的に、労働生産物の一層大なる部分が、商品流通にひきこまれたといふことばかりではなく、更に質的に、商品の舞臺に新しい「特殊な商品」として、労働力が現われ、貨幣所有者にとつての一般的商品市場が特殊な部門たる労働市場によつて豊富にされたといふことを意味する。即ちそこでは、量の質への轉化が行われてゐるのである。

(註二) 「自由な労働者」といふのは、正に二重の意味においてである。即ち、労働者が、一方に自由な人格として己れ自身の労働力を、その所有に屬する商品として、一定時間を限り、自由に販賣すると同時に、一方また、他人に販賣すべき何らの商品をも所有せず、己れ自身の労働實現上に必要な一切の生産手段から自由となり、分離されてゐるといふことである。かゝる「自由な労働者」は、古代中世においては存在しなかつた。古代においては奴隷は、己れ自身生産手段の一部となり、道具や原料とともに主人の私有財産として所有せられ、かゝる現物的所有に基く「經濟外的強制」により生産に従事せしめられる労働者として、己れ自身の労働力を、商品として販賣しうる人格上の自由をもつてゐなかつた。なるほど、

古代世界、殊にローマ帝國の末期には、既に二重の意味において、自由な人間は存在してゐた。彼等は人格的には全く自由であり、形式上あらゆる政治的權利をさへ享有してゐり、しかも生産手段をもつてゐなかつた。しかし彼等はいずれも、獨特なルンペン・プロレタリアとして、大都市では政治闘争の渦中に引き込まれ、富者の施與によつて生活を保つてゐり、それ以外には、怠惰な賤民(Hoplite)として、自分の家族を引きつれ、全國を放浪しつづけた。(ラビドス「新經濟學入門」二九頁、三四頁)

彼等は決して労働者ではなかつた。當時の經濟が奴隷労働に立脚してゐた限り、彼等の労働に對する需要は存在しなかつたのである。「彼等は、ちやうど自分の弱さを思つて嘆き悲しむ女子供のように、苦しみ悩んでゐた病人だつたのである」。(モンテスキュー「ローマ人盛衰原因論」岩波文庫版、一三〇頁) また中世においては、農奴や隸農の如く、大抵は農具や家畜などの生産手段を所有してゐり、しかも農業における主要な生産手段たる土地の附屬物として、これに緊縛され、その結果土地所有關係が直接的人格的從屬關係として現われ、人格上の自由を彼等はずつてゐない。また自營農民やギルドの手工業親方においては、人格上の自由はもつてゐるが、生産手段

英國近代社會の生成と貨銀理論

を所有してゐて、自己の労働の對象化された商品を販賣しうるから、労働力を處分する必要がない。ギルドの職人や徒弟について見ると、定着的農耕が優越してゐる中世においては、工業の資本そのものが、純粹の貨幣資本でない限り、傳統的な手工道具その他として、土地所有的な性質を帯びてゐり、(經濟學批判、序論、猪俣譯、彰考書院版、二七三頁) その故に彼等は親方に對する直接的人格的從屬關係の下におかれ、人格上の非自由者として現われる。二重の意味において自由な労働者は、實にこれらの直接的生産者が、一切の生産手段を收奪され、あらゆる人格的從屬關係から解放されたときに、出現する。

だが研究に入るに先立ち、特にことわつておきたい點は、ここで貨銀に關する「初期の理論的考察」といふのは、「現實的な科學」としての貨銀學說と一致するものでないといふことである。「現實的な科學」は、一般に現象の本質を闡明する任務がすでに提出され、實現された時から始まる。然るに「理論的考察」は、現象の外観を把握したにすぎないそれ以前の時代に既に行われてい

る。従つて我々にとつての當面の問題は、この賃銀に關する「初期の理論的考察」が、まず如何にして行われ、またそれが如何に「現實的な科學」としての賃銀學說への道を辿るかという點に存する。たゞここで留意しておくべき點は、かゝる發達があくまで思惟の自己運動であるのではなく、社會的に制約せられた諸個人の思惟活動における發展に際かならないことである。社會的に制約された諸個人の思惟活動——それは明らかに一切の科學史の出發點である。(ローレンベルク「經濟學史」第一卷、直井武夫譯、ナウカ社版、一頁) 我々はこの意味において先づイギリス近代社會の生成を瞥見しておく必要がある。

イギリスにおいて所謂「本源的蓄積」が、その全行程の基礎をなしているところの「農民からの土地收奪」として、典型的な形態をとつて行われ、しかもそれが三世紀の長きにわたつて行はれることは、人のよく知るところである。それは、既述の如く賃銀労働者と資本家との間の關係を造り出すところの行程として、明らかに直接的生産者に對する「解放」と「剝奪」の運動として現われている。しかもかくの如く賃銀労働者並びに資本家を生ぜしめた發達の起點となつたものは、労働者の「隷從」と

いう事實であつた。その後における進行は、この「隷從」の形態が轉化されるといふこと、換言すれば封建的搾取が資本制搾取に轉化されるということに存してゐた。そしてかゝる發達の進行において、所謂「本源的蓄積」が強行せられ、その當初における資本制生産は封建的「社會經濟構成」の中の「經濟制度」として生成發展し、それ故この資本制生産は、なおその諸内容において大なり小なりの封建的諸要素を保持してゐたといへ、ここに「マニユファクチャー時代」が初めて開始されたのである。

さてこの「マニユファクチャー時代」が、既述の如くいちはやく十六世紀に現われ來たつたイギリスにあつては、「農奴制」は既に久しき以前に廢止され、中世紀の絶頂たる「自由都市」の存在もはや久しく無くなつてゐた。

先づイギリスの「農奴制」特に労働地代に立脚するマナー制度は、一三八二年のウォット・タイラーの農民一擧前後の十四世紀末、或は少くとも十五世紀初頭には事實上消滅した。(註一) として當時におけるイギリスの人口の大多數はかのチュードル絶對王制の「立派な下生え」

(神吉三郎「譯ベリコン隨筆」たるところの「自由な自營農民」集「岩波文庫版、一四二頁」)

——その所有權は如何に封建的看板によつて隠蔽されてゐたにせよ——かゝる層から成つてゐた。大領主の土地においては、従前「農奴」であつたベリフ(Beriff)が「自由な小作農業者」によつて驅逐されることになつた。農業上の賃銀労働者は、一方には大なる領主の下に労働して閑暇時間を利用するところの「自營農民」と、他方には獨立した位置にあるところの、相對的にも絶對的にも數少き「本來的の賃銀労働者」の階級とから成つてゐた。そしてこの賃銀労働者も事實において、「自營農民」を兼ねていたのである。彼等は賃銀以外に、小屋と四エーカー又はそれ以上の農耕地とを分與されてゐる所謂「小屋住み」(cottar) だつたからである。しかも彼等は「本來的の自營農民」と同じく共同地の利益を許されておき、そこで彼等は家畜に牧草を與えると同時に、また燃料たる薪や泥炭をも獲ていたのである。(資本論「前掲譯、七」)

(註) イギリスのマナー制度崩壞については、十九世紀八十年代に始る、ロジャース(J. E. F. Rogers) ベイン(J. W. Page) グレイ(H. L. Gray) ロスマンキー(E. A.

Kosminsky) ポスタン(M. M. Postan) などの多彩な研究史があることは周知の通りである。しかし今これらについて論ずることは、そのところではない。

一方中世紀、特に王の直領に榮えた所謂「自由都市」について観るに、そこに發展したかの「商人ギルド」は既に都市内の統治機關として獨占權を掌握するに至つてゐたが、やがてその都市專斷に反抗して手工業者だけの「クラフト・ギルド」なるものが結成され、(Lutz Preuss, Die Arbeitergilden der Gegenwart, 1871-2 Bd. I, S. 36.) かくて「自由都市」の存在はもはや失われたのである。しかもこのクラフト・ギルドも、それ自體本質において親方の獨占機關たる限り、やがて十四・五世紀の頃には親方たりえない固定的な「日雇職人」の群を生じ、いくつかの重要都市には彼等だけの團體たる「日雇職人組合」又は「ヨーマン・ギルド」の成立を見るに至つた。そして彼等は、或時には當時の農民一擧に呼應して、また或時には罷業などを繰返しつつ、自ら所謂「小親方」の地位に上昇して、彼等の下に、舊來のクラフト・ギルドと系列を異にしたギルド制度を形成するようになつたのである。(大塚久雄氏著「近代歐洲經濟史序説」上巻、一九三頁) この間にあつて舊來のクラフト・ギルドも、十四世紀に

始まる商業資本の統制によつて今や著しく變質を遂げつたのであるが (G. Unwin, Industrial Organization Countries, 1904, p. 19.) とにかく當時再形成されたギルド制度は、既に賃銀労働者の中に含みつつも、従來の如く、「親方になるまでの經過的な道行」(ブレント、労働者問題「森戸辰男氏譯」一頁) を保持していた點が注意される。殊に、「工業が主として一人か二人の職人を雇うぐらゐの小親方の手で営まれてゐる限り、元氣な者が雇傭賃銀労働者として働く期間は普通二・三年を超えるはずはなかつた。しかも勤勉な徒弟なら別に親方の娘と結婚しないでも、とにかく獨力で仕事を始めることを望みうるのが當然であつたのである。」(S. & B. Webb, The History of Trade Unionism, 1666-1920, p. 6.)

以上の如く十四世紀後半において既に成立した賃銀労働者は、その當時及び次の世紀においては極めて少數の人民部分たるにすぎず、農村における獨立自營農制度と都市におけるギルド制度とによつて、著しくその位置を保護されていたものである。農村においても都市においても、雇主と労働者とは社會的に密接していた。資本に對する労働者の隷従が、まだ形式的のものにすぎなかつた。換言すれば、生産様式それ自身がなお未だ何らの特

殊資本制的な性質を有しておらなかつたのである。従つて資本の可變部分は不變部分を著しく凌駕していた。賃銀労働の需要は資本の蓄積が行われる毎に急速に増大したとはいへ、しかも賃銀労働の供給は徐々と伴つて行つたにすぎなかつた。國民的生産中の大なる部分は、後に至り資本の「蓄積基金」に轉化されたのであるが、當時にあつては尙、労働者の「消費基金」中に加えられるといふ有様であつた。(資本論「第一卷」前掲譯、七三三頁) かくしてこの當時における資本の蓄積欲望は却つて賃銀の昂騰を來すことになつたのである。(同上、六) そこで未熟なブルジョアは賃銀を調節するため、換言すれば賃銀が賃殖に適合した制限を越えないようにするため、また労働日を延長して労働者自身をば標準程度の隷従状態に維持するため、國家權力を必要とし且利用したのである。これ、所謂「本源的蓄積」なるものの本質的一要素なのであつて、かゝる本來労働者に對する搾取を目的とし、進行中にも絶えず労働者に敵對していた賃銀労働取締立法は、イングランドにおいては二三四九年のエドワード三世治下の「労働者法令」(Ordinance of Labourers) (註) を以て始まつている。この法令に直接の口實を與えたものは、當時流

行していた大黒死病であつた。それは十人に一人というよる著述家が言つたように「相當の價格を以て労働者に労働せしめることの困難は、全く耐え難き程度に達したのである。(同上、一) その頃従來は一日二、三ペンスであつた農業労働者の賃銀が五、六ペンスになつたと言われており (E. Lipson, The Economic History of England, I, (The Middle Ages), 1915, p. 89.) 特に商業労働者の賃銀は昂騰して、十四、五世紀において中産的農民層の収入の一倍半にも達したと傳えられている。(J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, I, Das Mittelalter, 1925, S. 134.) これは當の「労働者法令」の前文も、當時の實狀を訴えて、「人々特に労働者・被傭人が大部分疫病で死し、雇主の必要と被傭人の缺乏を知る者は、法外な賃銀を受け取らなければ働こうとせす」(Henderson, Select Historical Documents of the Middle Ages, 1905, p. 16.) と述べてゐる。

要するにこの法令及びその後これから派生した諸法律の精神は、國家は賃銀の最高限度を規定したとはいへ、最低限度は決して規定しなかつたという事實の上に、明らかに示されている。即ち法定以上の高い賃銀を支拂ふことは禁ぜられ、これに違反するものは投獄された。し

かも法定以上の高い賃銀を受ける者は、これを支拂う者よりも更に苛酷な處罰を受けたのである。(資本論「第一卷」前掲譯、七三三頁) (註) 一三五一年二月 The Statute of Labourers となる。

さてその後十六世紀に至ると、労働者の状態は極めて悪化した。これは資本制生産様式の基礎を造り出した革命の序曲が、十五世紀最後の三分の一期及び十六世紀初葉の十數年間に演ぜられたことによるものである。即ち先ず、サー・ジェームズ・テューアトが適切に述べてゐる如き「到る處用もなく家屋や城砦に充満していた」封建的家臣團の分解によつて、多數の自由なプロレタリアが労働市場に投げ出された。そしてこれを強行的に促進したのは、それ自身ブルジョアの發展の一產物たる王權であるが、またこの王權及び議會に極めて執拗な反抗を向けていた大なる封建領主も、自營農民をば彼等の土地から暴力的に驅逐し、彼等の共同地を横奪することによつて、むしろ比較にならぬほど多數のプロレタリアを造り出した。(資本論「第一卷」前掲譯、七三三頁) これは云うまでもなくエンクロージューア・ムーヴメントとして、十五世紀後半以降の羊毛マニファクチュアの國民的規模における繁

榮に伴う羊毛價格の騰貴に直接刺戟せられたものであるが、かくてギルド制度の全く圏外に立つプロレタリア群が繰り返し、都市の工業に供給され、新興マニユファクチュアが、海港に、又は舊來の都市やそのギルド制度の手の届かなかつた平地の諸處に設けられるに至つた。(同上、七)

しかもかの放たれた自由なプロレタリアは、彼等が世に突き出されるや否や直ちにこの新興マニユファクチュアによつて吸収されるということは不可能であつた。(同上、七四〇)

かくて賃銀は實質上低下せざるをえなかつた。即ち、名目賃銀は昂騰したとはいへ、しかも貨幣價值が下落しそれに準じて物價が騰貴した制りには、昂騰しなかつたのである。例えば、一四九五年(ヘンリー七世治下第十一年)に小麦の價格一クォーター四シリング四分の三、ニイであつたとき、農村職工の平均賃銀は一週三シリング、日雇農業労働者のそれは一週二シリングを規定された。ところが一五三三年には小麦の價格が一クォーター七シリング八ペンスと暴騰したにもかゝらず、農村職工はその大部分が冬の間にさえも一週四シリングしか得るに至らず、農業労働者は以前と同様であつた。(J. E. F. Rogers,

Six Centuries of Work and Wages, 1902, pp. 388-9. しかし賃銀の引下げを目的とする法律はかの「何人も雇傭することを欲しない」人々に課すべき耳切りや烙印とともに依然として存続していたのである。蓋し當時原生的に創出された相對的過剰人口は、未だ後世におけるが如く賃銀の「内部的規制者」たる役割を果さず、従つて法律による「外部的規制」を必要としたからである。エリザベス女王治下第五年(一五六二年)の徒弟法第三章の中で、治安判事は或る種の賃銀を確定し、季節や物價に應じてこれを變更する權利を授けられた。シェームズ・一世はこの労働規定をば機織工や、紡績工や、その他出来る限り多くの種類の労働者にも及ぼさしめた。その後一六四九年の清教徒革命を起點として一六八八年の「名譽革命」に至るイギリス・ブルジョア革命によつて、宗教上では國教徒派(Anglicans)に對する清教徒派(Puritans)の、政治上では王黨派(Royalists)に對する議會派(Parliamentarians)の勝利が確定的となり、經濟上では商業資本に對する産業資本の優越が一應決定的となるや、所謂「本來的マニユファクチュア時代」に入つて、資本主義は賃銀の法律的規定を不要とし、且實行不可能ともするに充分な力を得たの

であるが、それでも權力階級は、必要の場合の用意として舊來の工廠で造られた武器を缺かさず備えておこうとしたのである。例えば、ジョージ二世治下第八年(一七三四年)の法律においても、ロンドン及びその近郊の裁縫職人に對して公喪の場合を除き二シリング七ペンス半以上の日賃銀を支拂うことは禁じられていた。(註一) またジョージ三世治下第十三年(一七七三年)の法律第六八章は、絹織工に對する賃銀の規定を治安判事に一任したのである。その後イギリスの議會は四百年の久しきにわたつて賃銀の最高限度を規定した法律を制定していたのであるが、これらの諸法律が廢止されたのは、實に一八一三年のことであつた。(資本論第一卷、七三四―七三五頁)

(註一) この法律が労働者團結禁止法と結びついてゐたことについてはアダム・スミスの「國富論」ed. by Cannan, Vol. I, p. 144 (竹内謙二譯上三六六頁) 参照。

III

さて以上の如き社會經濟的背景から、當時散見された賃銀に關する理論的考察は、その大部分が、なお慣習又は法律によつて「外部的」に規制された賃銀という現象

形態をそのまま物價特に穀物價格との關聯において觀察するにとゞまり、未だ眼前の事象を感性的に把握して、これに單なる肯定を與へたにすぎず、觀察された現實對象から單純な規定を抽象し來たり以て現象の本質を究明するに至らず、むしろその思惟活動は、實踐的目的に刺戟せられ、その動因をば政策的必要のうちに見出さんとする傾向を有してゐた。しかもこの實踐的目的は、歴史的に最も古くから存在してゐたところの、資本一般の最初の自由な實存様式たる商業資本(資本論第三卷上)の支配する時代における經濟的發展の全進行によつて惹起されたのである。

何人も知る如く、十六世紀において、資本の近代生活史の端を開いてゐるのは、世界商業及び世界市場である。(同上、第一卷) かの、地理上の諸發見とともに起つて商業資本の發達を急速に促進せしめた商業上の諸大革命が、十六、七世紀において、封建的生産様式から資本制生産様式への推移を促す一の主要な要素であつたことは、何らの疑を容れない。(同上、第三卷) これ全く、商品經濟の一定發達段階において、舊社會の衝突する構造的矛盾が、商業資本においてその運動形態を見出したからであ

り、かくの如き過渡的矛盾の上に結晶せる絶對主義國家權力こそは、正に經濟の「外部的規制者」として、また新たな社會を孕めるすべての舊社會に對する產婆役として(同上、第一卷)資本制生産様式の諸條件の成立を速やかならしめるといふ同じ實踐的目的のために、未成熟な資本を保育し助長して賃労働の搾取を強化せしめるといふ政策をとつたのである。そしてかくる政策は、商業資本に對する産業資本の優越が一應決定的となつてからも、自生的な産業資本が一般的に確立されるまで、國家權力を通じて、依然として行われたのである。されば、この當時における貨銀に關する理論的考察も、すべて同じ實踐的目的によつて規定せられつとも、また同時に右の如き轉換期の構造的矛盾を反映して種々なる理論的傾向を有していた。我々はこの理論的傾向を凡そ三つに分つことができよう。即ち、穀物が安價で貨銀が低廉なのを有利とするものが第一であり、これに對して穀物の高價なのを有利と考へ、それにより却つて貨銀が低下すると主張するものがその第三であり、これとは反對に、穀物の安價なのを有利と考へ、しかも貨銀は高くなければならないと思惟するものがその第三である。筆者

は次に、これらの理論的傾向を、既述の如き社會經濟的發展の過程において論述してゆこうと思ふ。
先ず穀物が安價で貨銀が低廉なのを有利とする第一の理論的傾向について見よう。これは、所謂マーカンチリズムの代辯者たちのうちに見られ、その貨銀に關する立論は、たゞ貨幣もしくは「貿易差額」論の從屬的な意味しかもつていない。
そも「初期マーカンチリズム」とつて、 $G-W$ が特徴的であつたとすれば、「發達したマーカンチリズム」の根柢となつてゐるのは、流通の唯一の形態として固定した $G-W \dots P \dots W' - G' (G+AG)$ であつて、 $4G$ (貿易差額)を生むためには、單に商品流通のみではなく、商品生産も亦必要な要素と認められるようになってゐる。(資本論第二卷)たゞこの場合、生産された商品の「費用價格」を自國內のみならず外國の「市場價格」と比較する役割が尙殆ど商業資本に専屬してゐるのである。(同上、第三卷)そしてこの限りに於いて、生産行程は、「貨殖上の不可避的な手段」として、「必然的な悪」としてのみ現われるにすぎない。(同上、第二卷)しかも生産が、「貨殖上の不可避的な手段」と見做される以上、生

産は視野の外に止つてゐるわけにはゆかない。ここに於て何とかして生産を「合理化」しようとする努力がなされる。その「合理化」は就中労働を安價ならしめるところに歸着したのである。さきの貨銀取締立法も、實にこの努力の現われであつた。

凡そマーカンチリストによつては、一國內において總資本を考察するとすれば、實際上何らの差益をも生じない。例えばチャールズ・ダヴィナントが言う如く、「我國に限られてゐる商業は我國にとつては殆ど利益をもたらしまない。地所の賣買以上を出でない。一人の利得するところまた他人がこれを失う」。(餘利價值學說史)向坂逸(エンゲルス全集改訂版第八卷)三四頁(Ch. Davenport, The East India Trade, a most Profitable Trade to the Kingdom, etc. London)——これがマーカンチリストの共通觀念である。それ故彼等に從えば、利益はたゞ一國の他國に對する關係において起りうるのみである。しかも一國が他國以上に實現しうるところの超過は、「貨幣」(貿易差額)にのみ現われる。だがこの超過もまた後のジェーム・ズ・スチュアートが言う如き國と國との間における「相對的利潤」(賣渡にもとづく利潤)(profit upon alienation)

であり、「参加者間における富の平衡の動搖」(a vibration of the balance of wealth between parties) (同上、五頁)(Sir James Stuart, Principles of Political Economy, London, 1805, pp. 275—6)にすぎないものとすれば、我々の問題即ち貨銀には少しも觸れて來ないように見える。ところが彼等とても、ダヴィナントが考へた如く、「貿易差額に於いて利得者となるように、我々は我々自身の生産物を輸出しなければならぬ」。そしてその差額の「大きさは、輸出せる國民の自然的節約性に比例し、労働及び製造品の低廉なる價格に比例する」。(同上、三四頁)(Ch. Davenport, An Essay upon the probable Methods of making a People gaines in the Balance of) (傍點は筆者)との推論に及ばねばならなかつた。我々はここに、「發達したマーカンチリズム」の、特に「トラフイーク」工業ならぬ自國の「獨立工業」に基礎をおくところのイギリス・マーカンチリズムの特徴を見るのであるが、またこの國における商業の突如たる擴大と一の新しき世界市場の創生とが、舊生産様式の滅亡と資本制生産様式の興隆との上に一の壓倒的な影響を及ぼしてゐるばかりでなく、むしろそれが既成の資本制生産様式の基礎に行われてゐることを見出すのであ

る。(資本論「第三卷上」)かくてマーカンチリストは、更に次の如き結論に達する。即ち、國內生産物が「外國市場」において角逐するためには、その商品價格が低廉でなければならず、これがためにはその「費用價格」を低下させるべきであり、それは労働日の延長と相俟つて賃銀の低下に歸着すべく、結局労働者の生計費を安價ならしめるため食料品の價格が低廉に維持せられねばならない、と。かく結論して實際上では彼等が、一般に食料品に對する課税に反對し、穀物の輸出を禁止して輸入を助成し、しかも穀物の價格を決定するという政策を支持したことは、周知の通りである。

我々は右の如き立論の代表者として、再びチャールズ・グヴィナントに耳を傾けよう。即ち彼は、その著「貿易差額において一國民をして利得者たらしめるに確實なるべき方法に關する一論」の中で、ビールに對する附加的課税すらも毛織職工の貨幣賃銀を騰貴させることになるのは當然であるとして、「その結果我國の羊毛製品が消化し切れないような不利な價格で外國市場に現われざるをえないであろう」(Ed. Cannan, A Review of Economic Theory, London, 1929, pp. 334-5.)と確言した。また同じような主張は、「イギリス貿易政

策に關する諸法則」の著者サー・ウィリヤム・マイルドメイについても聞かれる。即ち彼は言う、「貿易上における我々の外國競争者に關し、我々は生計費を彼等の國々におけるよりも、この地において低廉ならしめるべく努力しなければならぬ。——かくすることに由つて、我々は、労働の價格を引き下げ、ヨリ低廉な價格を以て我々の商品を提供することができるようになり、ひいてはまたあらゆる外國市場においてその販賣上の優先的地位を取得することができるようになるであろう」。(高橋誠一「重商主義經濟學說研究」改訂版「三三四頁」)と。

我々はこので、右の推論の過程において、生計費特にその主要要素たる食料品の價格が労働の價格を決定するという命題が前提されていることを看過するわけにゆかない。事實マイルドメイはこの命題を明らかに提示している。即ち彼は言う、

「概して豊饒と饑饉とが食料品の價格を決定すると同様に、また食料品の價格が、一般に労働の價格を決定する。しかしして労働の價格があらゆる生産物や商品の價格を決定することになるであろう」(J. W. Tausig, Wages and Capital, 1896, p. 125 (Sir William Milner, The Laws on Policy of England relating to Trade, 1765, p. 99) J. (傍註は筆者)

右の命題のうち、人あるいは、後の「平行説」(Paralletheorie)更には「生存費説」の萌芽をみとめるかも知れない。しかし我々はその萌芽を、或る極めて限定された意味においてのみ確認しうるにすぎない。けれど右の命題は、あくまで、賃銀の内部的規制の問題として提起されたのではなく、むしろマーカンチリズムの政策的必要のうちに見出された素朴な「一聯の經驗的合則性の表式化」にほかならず、「狹隘な實踐的なもの」にすぎなかつたからである。實際既にマーカンチリズム政策の特徴となつてゐる點は、「封建的の農業的社會が工業的社會に轉化せられ、それに照應してまた世界市場において諸國民間の産業戦が開始せられた時にあたり、所謂自然的な仕方によつてではなく、むしろ強制的な手段によつて、資本の發達を速かならしめんと努めた」(資本論「前掲譯、三三四頁」)ことに存してゐた。従つて、當時にあつては、既述の如く、賃銀が、食料品特に穀物の價格とともに、法律によつて外部的に規制されてゐたのであり、しかも實際においてこれらの法律による規制は次の如く作用せしめられたのである。即ち、國內生産物の輸出が「貿易差額」をもたらし、それがイギリスをして特別な程度にお

いて新大陸の金及び銀鑛山の生産物に参加せしめていた時にあたり、その結果金の流入が惹き起した物價騰貴は、實際上穀物の法定價格を絶えず引き上げざるをえなくしてゐたのであるが、(E. Lipson, The Economic History of England, II, 1931, p. 450.)法定賃銀はこの穀物の價格と同じ程度に引き上げられなかつた。かくしてもたらされた穀物の價格と労働の價格との開きは、「絶對的労働賃銀」(即ち労働者の受け取る生活資料の額)を押し下げ、以て労働者がヨリ生産的となることなくして利潤の率を上騰させていたのであるが、當時における金の流入は、その本質においてこれに基いていたのである。(「餘剩價值學說史」第一卷、前掲譯「二七九頁」)この場合マーカンチリズムの決定要素となつてゐるのは、正に剩餘價值の生産といふことであるが、この剩餘價值生産を、マーカンチリストが流通部面の無概念的な立場から見ても、剩餘價值なるものは貿易上の超過差額たる剩餘貨幣の上に表現されるという風に解している限り、(「資本論」三三四頁、前掲)現象の本質は殆ど注意の焦點にはおかれなかつた。そうしてたゞ、上述の如き穀物の價格と労働の價格との開きによる「絶對的労働賃銀」の押し下げにも究極において一定の限界が存在する限りにおいて、物價

騰貴の趨勢下には結局食料品の價格騰貴が常に労働の價格に、従つて商品の「費用價格」に影響せざるをえないという點において、特に「費用價格」の外國の「市場價格」に對する比較の見地から、先の命題は提起されたのである。だがかくの如き立場も、畢竟商業資本の支配という現實によつて惹起されたのであり、しかもこの商業資本は、すでにマニユファクチャー時代の構造的矛盾の中心に立つていたのである。さればこの矛盾の二層の發展は、さきのマーカンチズム穀物政策の上にも必然的に現われざるをえず、一方では從來の傳統に従つて穀物の輸出禁止及び價格制限という目的を以て貫かれながら、他方では政策の根本に對して絶えずこれを緩和する方向に修正されねばならなかつた。かくて經濟的發展は、この穀物價格との密接な關聯において取り扱われる賃銀理論についても、また第二の理論的傾向を生まざるにはいなし。

我々はそこで第二の理論的傾向、即ち、穀物の高價なのを有利と考へ、それにより却つて賃銀が低下すると主張するものに眼を轉じよう。この理論的傾向は特に十七世紀以後において見られた。十七世紀と言へばイギリ

スにとつては革命と反革命とが相繼いで起つた時代であり、一六〇三年エリザベス女王の死後に始まつたところの、「議會派」と「王黨派」との激烈な闘争は、一六四九年のチャールズ一世の死刑、一六六〇年の王朝復興を経て、遂に一六八八年の所謂「名譽革命」を以て漸く「議會派」の勝利に終つた。この間にあつて經濟的過程には、舊來の商業資本に對する産業資本の擡頭、商業資本の産業資本化、及び土地所有の絶えざるブルジョア化があり、従つて議會の勢力は、ブルジョアジーと「ブルジョア化した地主」の権力を表徴していた。されば先の穀物政策も漸次「ブルジョア化した地主」小作農業者のための政策への轉換を示し、法定價格を限度として輸出を緩和する政策から、一六七〇年の價格制限の撤廢、更には一六七三年から七六年に至る「穀物輸出獎勵金制度」の採用を経て遂に一六八九年「穀物條令」において、かのオリンジ侯ウィリアム三世の「贈賄政策」により「穀物輸出獎勵金制度」が初めて確立されたのである。(H. Brentano, *Die Geschichte der wirtschaftlichen Entwicklung Englands, 1527-28, II, S. 271 ff.*) 實にかゝる過程においてイギリスでは、賃銀問題が「國家は法律的處置特に穀物輸出獎勵金制度によつて生活資料の價格を高く維

持すべきや否や」の問題と結びついて論議されたのである。(Dr. Gerhart von Schulze-Gävernitz, *Der Großbetrieb, ein wirtschaftlichen und sozialer Fortschritt, 1892, 61 ff.* (山崎覺次郎) これに對し「輸出獎勵金制度」によつて穀物の價格を高く維持することを以て有利と考へ、それにより却つて賃銀が低下せしめられると主張したのが、言うまでもなく第二の理論的傾向を有する論者であり、我々はその代表者をジョン・ホートンに見る。

ホートンは一六八三年出版の「農業及び商業改善のための論集」(John Houghton, *A Collection of Letters for Improvement of Husbandry and Trade, etc. 1692-1703.*) 中において、當時の引續く凶作のため、穀物價格が騰貴したことを論じて、これ決して悲しむに足りない。むしろ經濟上の利益と見做すべきであると稱し、更に語を繼いで次のように述べた。

そも穀物の價格が低廉なときには、ヨリ僅かな労働によつて糊口の資を得ることができるから、貧者はおのずからヨリ僅かしか働かまいであらう。これは心理學上の經驗から明らかなるところである。刺繡工や靴下製造工がその實例を示している。彼等は、賃銀が高くなるや否や、月曜・火曜には減多に労働することなく、それど

ころか水曜・木曜にも労働を殆どしない。彼等はむしろこれらの日々を酒場に流連して下劣な放蕩のうちに浪費している。種々なる手工業に雇われている労働者の大多数についても、賃銀が高くて生活資料の價格が安い場合には同様である。これに反して物價が騰貴した場合、彼等が熱心に労働することはないであらうし、また物價騰貴程有益な労働節約的器具の發明を促がし、労働者を「恭順な召使」たらしめるものはないであらう。しかも物價騰貴の場合は労働者間に競争が行われて更に賃銀を低下せしめる。もしこれを放任しておくならば、同じ軌道を循環するのみであつて、低物價は懶惰を惹き起し、懶惰は缺乏と物價騰貴を喚び起し、物價騰貴は勤勉を促がして再び生計の餘裕を得しめるであらう。もし政府が、これに對し賢明な處置を施して生活資料の高價格を常に維持しておくことができるならば、勤勉を絶えず強制して生産物の餘剰を常にもたらし、以て「外國市場蠶食」の機會を獲得することになる。故に輸出獎勵金制度を再び採用して穀物價格を高く維持しておくことは、國王の實に行われねばならないところである。(Schulze-Gävernitz, *a. a. U. S. 4-5.* (前掲譯) 四一五頁)

ホートンが右の如く言うとき、そこにはなお「一般的世界觀」としてマーカンチリズムが貫いている。それは要するところ「外國市場蠶食」のための立論にほかならなかつた。しかしながら既に流通の唯一の形態として固定した「C-W-P-W-G」から出發せる「發達したマーカンチリズム」は、當時最高且最終の發展段階に達しつつあり、従つてホートンの場合は、(なお現象の外観にとらわれているとはいへ)先の第一の理論的傾向より一步進んで、生産部面そのものの内部的な論理が注意の焦點におかれようとしている。たゞ當時はなお所謂「本來的のマニファクチュア時代」にあり、資本主義的マニファクチュアは社會的生產の全範圍にあつて浸入することもできず、都市手工業並びに農村家内工業がその廣大な背景的基础となつており、(資本論第一卷、前掲、三五〇頁、五四頁)そこでは産業資本と商業資本とが極めて多種多様な形態の下に組み合わされ、資本への労働者の依存も極めて種々様々な様式と濃淡とにおいて現われていた。(レイン「ロシアにおける資本主義の發達」)従つてその生産部面にあつては、労働者が未だ資本の下に現實的に從屬しているよりは、むしろ形式的に從屬してはいたにすぎなかつた。

た。(資本論第一卷、前掲)そしてマニファクチュアの基礎となつていたのは依然として手工上の熟練であり、マニファクチュアの中に作用するところの總機構は、労働者自身から獨立した何らの對象的骨格をも有していなかつたところから、資本は絶えず労働者の我儘と戦わねばならなかつた。(同上、三)殊に新興マニファクチュアに労働者として雇われつつあつた者は、かの「封建的家臣團の分解や發作的な暴力的の土地收奪やによつて驅逐された人々」であつて、彼等は「舊來の習慣となつていた生活軌道から突然投げ出された」ばかりであり、資本主義的な賃銀労働という新狀態の訓練に突如として順應することができなかつた。「彼等は一部の的には性癖の上から、しかし大抵は四圍の事情に餘儀なくされて」一括的に浮浪人や被救恤的窮民に轉化されていたのである。(同上、七)かくて資本は、これらの懶惰にして酒場に流連しがちであつた人々を、自己の價值増殖慾に應當した軌道の内部に拘束せしめ、賃銀労働制度に必要な訓練を施すために、種々なる強力的措置を必要としたのであるが、ホートンは實にかゝる見地から、國家が「穀物輸出獎勵金制度」を採用して穀物價格を高く維持することに

よつて、賃銀を低廉に保持しておくならば、勤勉を絶えず強制して生産物の餘剩をもたらじ、以て外國市場蠶食の機會を獲得することにならう、と主張したのである。第一の理論的傾向と推論の過程は正に逆であつて、剩餘價值生産そのものの内部的な論理が事實上その出發點となつてゐる。しがし一方また穀物の價格と労働の價格との開きによる絶對的労働賃銀の押し下げという、當時存在していた事態を根據づけようと試みてはいるだけであつて、未だ賃銀現象のものに關するヨリ深い見解には達していない。

尚ホートンと同様の見地に立ち、つとに租稅論を中心にして問題を論じた者に、かのサー・ウィリアム・ペティがある。彼はその有名な著書「政治算術」において次の如く論ずる。

「織元 (Clothiers)その他多數の貧民を備う人々の云うところによると、穀物が非常に豊富な年には貧乏人の労働は比較的が高く、彼等を得ることは容易ではない。(たゞ食むんがため、ことに飲まんがためにのみ労働するの徒は、そんなに懶惰である)と。この理由により、普通には國民全體に充分な食料を供するに足るぐらゝの

地面に穀物の植付をすれば、それは恐らくは豫期乃至は必要の二倍にも上るぐらゝの生産をすることがあるだらう。かゝる時には、この神の一般に賜はる恩恵は、これを人類の内、下らない動物的な人々のみに悪用させ、共同の福利を害するものならしむべきものではなく、彼等の國王によつて代表せられるすべての人民の共同の幸福のために使われるべきものであるとするのは、決して故なきことではあるまい。それ故にそらういふ餘剩の穀物はよろしくこれを公共の倉庫に收納し、こゝより公共の利益に最も適するよう配分すべきものである」。 (ペティ「政治算術」大内兵衛氏譯、二二一—二二四) Sir William Petty, Political Arithmetick London, 1690; The Economic Writings of Sir William Petty, ed. J. (傍點は筆者)

ペティはまた特にアイルランドの状態を述べて次の如く言つてゐる。即ち、アイルランドでは、その「パンに似たる根」馬鈴薯の輸入以來、大衆の生活標準が非常に低くなつて、一日二時間も働けば習慣上必要な欲望を満足することができぬ。従つてアイルランド人に刺戟を興えて怠惰を去らしめるには、重課稅制度が必要である。(Schulze-Gävernitzke, a. O. S. 2 (註譯「II」))

かゝるペティの所論に符節を合して、アイルランドの状況をつぶさに觀察したサー・ウィリヤム・テンブルの如きも、この地に一般的な勤勉を強いるため生活資料に對する課税を主張し、「肥沃な國に工業が興らないのは、生活資料が安くて労働者が労働を控え、その結果労働の價格を高めうるからである」(Ehenda, S. 3(前掲譯、The Farmers Letters to the People) 三頁)(Vgl. A. Johns, of England, London 1768, p. 35)と論じ、またドウ・ウイツトの如きも、つとに發明心を啓發し勤勉と儉約とを奨励するためには重税を課すべきであると主張し、峻厳な救貧法と政府の貸銀下げとを提唱した。(Ehenda, S. 3(前掲譯、Vgl. Essays on Trade) 以上、ペティを始めとする重税支持論は、明らかに第一の理論的傾向における食料品に對する課税反對論とは對立している。そしてホートンの所説と全くその見地を一にしているのである。尙彼等について一貫して見られるところは、食料品が安くなるときは賃銀が高く、食料品が高くなるときは賃銀が安いとする點であるが、これは今日の經濟學の常識に反しているようにさえ見える。けれども後の「生存費説」の唱道者リカアドも、ペティの所論について、彼ペティの生時にはやはり間違いない事實であつたと述べてい

るといふ。(「政治算術」前掲譯)この第二の理論的傾向の政策的意義に關しては、我々の既に明かにしたところである。この種の理論が當時前述の第一の理論的傾向を常に壓倒していたばかりでなく、十八世紀に入つても尙依然として勢力を保ち、後の第三の理論的傾向とも對峙していたことは、「商工業論」の匿多著者及びアーサー・ヤングなどの所論について見られるところである。(「資本論」第一卷、前掲譯、二四九頁以下參照)さて我々は最後に第三の理論的傾向、即ち、穀物の安値なのを有利と考へ、しかも賃銀は高くなければならぬとする見解に論及せねばならない。この理論的傾向は、何よりも「名譽革命」を契機とする産業資本の勝利と、そのための「國內市場」の擴大とに關聯する。そもく、農民からの土地收奪によつて、小農民を賃銀労働者に轉化せしめ、彼等の生活資料及び生産手段を資本の物的要素に轉化せしめる行程は、同時にまた資本のための「國內市場」を形成する行程にほかならない。(同上、第一卷、前掲譯、七四二頁)資本主義はイギリスにおいても先ずこのようにして發展したのであるが、かくして十八世紀の初頭に至ると、從來資本主義の發達の幼少期においては、

その基礎となつていたところの「外國市場」に對して、(同上、第三卷)「國內市場」の維持と擴大とが漸く重要な關心事となつて來た。しかもこの時代における「國內市場」の形成は、産業革命を契機とする大工業時代に先行する段階として、未だ生産手段市場の形成よりもむしろ生活資料市場の形成にその重點をもつていた。従つて「我國自體の消費、即ち我國自身の人民の購買が、我國の生産物及び製造品の最良且最大の市場だということになる」。(大塚久雄氏「近代化の歴史的起點」一八六頁(十八世紀におけるイギリスの國內市場)John Smith, Chronicon Rusticum-Commerciale; or Memoirs of Wool, etc. 1747, Vol II Chap. Br-Itish Merchant, 1713. Of the Trade of England in general)かくして經濟的發展の結果、「賃銀は高くなければならない」とする第三理論的傾向が生まれ出ることを必然且必要ならしめられるのである。しかも、この理論的傾向は、従来の「外國市場」重視論に執着するトリーの「マーケイター」(the Mercator)派マーカンチリズムに對立するホイッグ的な「ブリティッシュ・マーチャント」(the British Merchant)派マーカンチリズムの「國內市場」重視論と相通するものであつて、それは、十八世紀初頭のイギリス・マーカンチリズムの一面を示すも

のであつた。(大塚氏、前掲書、二二〇頁)尙また、實際において、産業資本のための「國內市場」の形成は、同時に「労働力のための國內市場」を形成するものであるところから、十八世紀中葉に至ると、以前の低賃銀状態に比較して、労働者にとり一時的繁榮時代が訪れるに至つたといふことも、アーサー・ヤングの指摘もあることながら、(Arnold Toynbee, Lectures on the Industrial and, 1925, p. 49(川喜田、齋藤、杉浦、原)ここに當時存在していた事態として考慮に入れておかるべきであろう。かゝる事態こそは反面十八世紀前半期における資本の「怨嗟」を喚び起し、既述の第二の理論的傾向の執拗な反抗を惹起したのであるが、同時にまたこれを起點とするその後の經濟的發展は、自生的な産業資本の「自由」の叫びを次第に高からしめ、第三の理論的傾向を刻々展開せしめたのである。然らばこの種の理論的傾向を代表する者は、とくに、我々は先ず、かのオランダ商人にして一七三四年ロンドンで「貨幣は何事にも應ずる」(貨幣萬能)(Jacob Vander-Answers all)という奇異な表題の下に有名な勞作を公に

したジャコブ・ヴァンダーリントに指を屈することができ。彼がその勞作中で、「勞働者の賃銀が、勞働者としての低い地位と身分に相應して、彼等の多くの者がその境遇として屢々持つような家族を支持することができないほど、生活必需品の價格が高ければ、それは明らかに高すぎるのであつて、他の貨物についても同様である。」(Vanderlint, p. 234)と言つてゐるところからも知られるように、彼は従来の論者と趣を異にして、低賃銀高物價に反對してゐるのである。勿論彼の説くところは、第一の理論的傾向とは軌を一にしてゐる點もあり、或はむしろ「生存費説」の方へ一步を進めてゐるのであるが (ibid. p. 154) それによつてはここに論ずることを控え、彼が低賃銀高物價に反對する論據を彼の勞作中に探つてみよう。彼は屢々次の論點を強調して言う。「一般人民の間に貨幣を潤澤ならしめること、——それは商業を必然的に盛んならしめる。」(ibid. p. 28)「何となれば、貨幣が潤澤であれば、それによつて一般人民は、あらゆる貨物に對してそれだけより大なる消費者となりうるし、またならざるをえないからである。」(ibid. p. 157)彼はまた、商業不振の原因について次の如く言つてゐる。「商業の衰頹は、國

民の現金が減少した必然的な且否定し難い結果なのである。蓋し人民の間に流通する現金が減少して一般物價がそれだけ私の示した方法によつて低下せしめられないならば、あらゆる貨物に對する消費はそれだけ減少せざるをえないからである。」(ibid. p. 155) 又、ヴァンダーリントの所論は、なお貨幣や商業の面から問題を論じてゐる點において、多分にマーカンチズム的な響をもつてゐる。しかし彼が既に「外國市場」のみならず、「國內市場」を視野の内においてゐることは明らかである。次にこのヴァンダーリントと同様の見地に立つ者として、かのマラッカイ・ポッスルスウェイトがある。彼が論ずるところは凡そ次の如くである。貧民が多ければ國內市場は狹隘である。少數者の奢侈は多數者の消費に決して代りうるものではないから、財産の過度な不平等は、一國の工業上の利益に反する。かゝる見地から、「高賃銀」と生活資料の低價格が要請される。(Schulze-Gävernitz, a. a. O. S. 6 (前掲譯六頁) (Pos-thelwayt, Great Britain's Commercial Interest Explained and Improved, 2nd. London, 1775)) だがポッスルスウェイトが、右の見地とは別の論據からまた高賃銀を支持してゐることは、注目に値する。彼

に従えば、勞働者が懶惰なのは生れつきの缺點ではなく勞働への刺戟が缺如してゐるからである。それ故彼等にヨリ多く勞働させるためには、彼等に境遇改善の誘因を與えなければならぬ。(Schulze-Gävernitz, a. a. O. S. 7 (前掲譯六頁七頁))

この論據は、既にヴァンダーリントにも萌芽的な形で認められていたところである。彼は「機械工、染色工、裁縫工などが、いくらか良い報酬や賃銀の刺戟のためにのみ、殆ど夜も晝も働くことが屢々ある」ことを知つてゐた。(Vanderlint, p. 119)だが、この論據を最も明確に指示した者は、憎侶ナサニエル・フォスターである。彼に従えば、生活資料の高價格と低賃銀が經濟上望ましいとする意見は、「貧慾者流が慾にとられて自分だけの目的のために捏造した理論」である。そこでフォスターはこの理論を心理學上の經驗に基いて反駁する。即ち、缺乏はたしかに勤勉に驅り立てるものではあるが、その缺乏は、勤勉によつて克服しうるものでなければならぬ。いくら努力しても確實な結果が得られなければ不愉快なものである。人間というものは、いくら澤山働いても、それだけ課税されれば成るべく働かないようにするものであることは經驗の示す通りである。かくてフォスターは、ミラ

ボーの論じた大陸の隸農をその適例となしつゝ、次の如く論を進める。イギリスの勞働者に關しても、法律により賃銀を規定し、また生活資料の高價格を維持して、勞働増加の結果を剝奪してしまふならば、同じことになるであろう。かゝる政策は、暴動を惹き起さなければ、一般的に遲鈍と無感覺の状態に導かすにはいない。一派の論者は「高賃銀」低物價の場合には、これと反對の場合よりも少しか動かないと言つてゐるが、賃銀が急激に昂騰するときはさういふことがあるとしても、一般的にはやはり、勞働者が勞働によつて自分の境遇をそれだけ改善しうれば、力と愛とを以て勞働が行われるものである。(Schulze-Gävernitz, a. a. O. S. 7-8 (前掲譯六頁七頁) (Enquiry in to the Causes of the present high prices of provisions, London, 1767))

フォスターが以上の如き見地から高賃銀を稱揚した所は、ほかでもない。既に資本制生産が進むにつれて、教育や因襲や習慣などの結果、この生産様式の要求を自明の自然法則と認める近代的プロレタリアが發達して來たからである。(資本論第一)ここに第二の理論的傾向との對立の根據がある。それは明かに歴史的發展の結果にほかならない。しかもまた一方、マニユファクチュア

的發展が、分業の發達、新勞働要具の採用などを促して、自生的に勞働の生産性を増大せしめ、以て「絶對的勞働賃銀」の上騰にもかゝらず、資本の蓄積が急速に行われようになりつゝあつたことが、注目される。即ち、資本の命令しうる勞働量の増大に伴う利潤量の増大からのみならず、當時における賃銀昂騰がそれ以前の恒久的な低さの結果たるにすぎないところから、賃銀の率は相對的には低く、従つて更に利潤率の増大を通じて、資本の蓄積率は經濟的諸關係の無言の強制力によつて増進せしめられつゝあつたのである。今や資本にとつては從來の「取締」よりも「自由」こそ望まじきものとなる。

やがて資本主義の黎明期における「理想」が、現實の前に顔色を失うであらう。(「資本論」第一卷、河上肇譯、五〇五頁)

かくして第三の理論的傾向は、資本制生産の發達、自生的な産業資本の確立に伴つて、賃銀取締に對する批判として一般化してゆく。事實分業論の先驅者の一人ジョサイアー・タッカーは、専ら經驗的な實例に基いて批判論評し、遂に高賃銀を支持する第三の理論的傾向に荷擔するに至つており、かのアダム・スミスがこの理論の劃

期的な唱道者たることは、周知の通りである。(註)

(註) 低賃銀に對する反對は、つとにジョサイアー・チャイルドによつて唱えられた。しかし彼が、賃銀取締制度について、この制度は、イギリスが工業國でなかつた間は、行ひえたが、もはや逆に低賃銀は、熟練勞働者を高賃銀國へ奔らしめざるをえず、澤山のイギリス船員がオランダに赴くのはそれがためであると言つてゐることからも分る。低賃銀反對論は、十五・六世紀において南ネーデルラントの毛織物工業に對立してイギリスに毛織物工業が擡頭し、これに照應して世界市場における兩國間の産業戦が激化した中に、先ず意識の上のほつて來たのである。(Vgl. Schulze-Gavernitz, a. a. O. S. 5, Josiah Child, New Discours of Trade, London, 1693. p. 10-11) もつとチャイルドは同じ著書の中で食料品が安價で實質賃銀が高いときには勞働者が怠慢となることを嘆いてゐる。(Ibid. p. 19)

四

以上筆者は、イギリス近代社會の發生と發展とにおいて、賃銀に關する「初期の理論的考察」を研究して來た。そこには、同じ實踐的目的を以て貫かれながらも、現實

の過渡的矛盾を反映して相互に對立錯綜する三つの理論的傾向が見られた。しかもそれらは、また、一聯の歴史的發展過程を如實に示しているとともに、剰餘の勞働に對する渴望が、資本の生活史の種々なる時期において、如何に様々な無花果の葉によつて蔽われねばならぬかを既に端緒的に指し示している。だがこの理論的考察は、何れも現象の本質を闡明する任務を提出してゐないし、また實現もしてゐない。それはすべて政策的觀點からする

現象の説明に終始してゐる。けれどもこの時期における理論的考察が、全然「現實的な科學」としての發展の萌芽を示さなかつたかというに、決してそうではない。我々はそれをペティー始め多くの論者にみる事ができる。それについては別稿にゆずるであらう。(尙本稿は筆者の在學當時書かれたもので不満足な點も多々あるが一應この形で發表することにした。——三・九・一〇——)

正 誤

第四十一卷第十一、十二號

- 三三頁下段 七行目
- 三四頁上段 一八行目
- 三四頁下段 四行目
- 三四頁下段 六行目
- 三五頁上段 四行目
- 四二頁上段 一三行目
- 四三頁上段 一三行目
- 四九頁下段 三行目

乖離の絶對値の總和は乖離の總和に訂正

最小(一)次法は最小一次法に訂正

$y = a + bx + cx^2$ は $y = a + bx + cx^3$ に訂正

$\sum y_1 = na + q \sum x_1 + c \sum x_1^2$ は $\sum y_1 = na + b \sum x_1 + c \sum x_1^2$ に訂正

$\sum y_2 = nsa + q \sum x_2 + c \sum x_2^2$ は $\sum y_2 = nsa + b \sum x_2 + c \sum x_2^2$ に訂正

$\sum y_3 = nsa + b \sum x_3 + c \sum x_3^2$ は $\sum y_3 = nsa + b \sum x_3 + c \sum x_3^2$ に訂正

二次曲線求めるは二次曲線を求めるに訂正

time-interval は time-interval に訂正

Comperetz curve Logistic curve は Comperetz curve, Logistic curve に訂正

今日迄達して來たは今日迄發達して來たに訂正